

弁護士会照会って どんな場面で使えるの？

【こんな照会事例もあります②】



調査室囑託 尾形 繭子 Mayuko Ogata (61期)

弁護士会照会（いわゆる「23条照会」）が多く活用される場面の1つとして、債務名義に基づく強制執行準備のための財産調査が挙げられます。金融機関への照会を含め、債務者の財産を調査する方法がいくつかありますので、御紹介します。

1. 金融機関に対する全店照会

(1) 既に債務名義を取得しているものの、差押えの対象とすべき口座が不明の場合、金融機関（銀行、信用金庫、証券会社等）の本店宛に、本店及び全支店における債務者名義の預貯金の有無、預貯金を有している場合はその支店名、口座科目及び回答日現在の残高を照会することにより、回答を得られる場合があります（全店照会）。金融機関によって全店照会に必要な書式や添付書類が異なりますので、まずは当会の会員サービスサイト（以下「会員サイト」）を御確認ください。

(2) 強制執行の場面とは異なりますが、債務名義を取得していなくても全店照会を行うことができる場合があります。例えば、相続人や相続財産管理人が被相続人の遺産を調査する必要がある場合や、破産管財人が破産者の財産を調査する必要がある場合等に、全店照会によって回答を得られる場合があります。

また、離婚に伴う財産分与において、相手方配偶者の預貯金を調査する必要がある場合にも、全店照会を行うことが考えられます。

これまで、口座名義人である相手方配偶者の同意がないことを理由に、回答を拒否されるケースがほとんどでしたが、最近、一部の金融機関で回答される事例がありました。今後の各金融機関の動向に注目したいところです。

2. 通信会社に対する引落とし口座情報照会

債務者の固定電話や携帯電話の番号を把握している場合、通信会社に対し、電話料金の引落とし口座情報を照会することにより、債務者の預金口座を把握

することが可能となる場合があります。

3. クレジットカード会社に対する引落とし口座情報照会

債務名義に基づく強制執行準備のため、クレジットカード会社に対し、債務者との契約の有無や、契約がある場合の引落とし口座を照会することにより、債務者の預金口座を把握することが可能となる場合があります。

4. 運輸支局等に対する車両の所有者等情報の照会

債務者の所有車両が判明すれば、当該車両について自動車強制執行を申し立てることが可能となります。債務者が使用する車両のナンバーから、運輸支局宛（軽自動車の場合は軽自動車検査協会宛）に照会することにより、当該車両の所有者等情報を得ることができます。

5. 生命保険会社等に対する解約返戻金予定額等の照会

債務名義に基づく強制執行準備のため、生命保険会社等に対し、債務者との保険契約の有無、当該契約の内容や解約返戻金予定額を照会することができます。生命保険の場合は個別の保険会社を照会先とする必要がありますが、共済については、一般社団法人日本共済協会に対して照会することにより、各会員団体（その傘下団体を含む。）から回答を得ることができます。

実際に回答を得られるかは、事案の内容や照会先の対応にもよりますが、上記のように、債務者の財産を調査する方法は複数あります。苦勞して取得した勝訴判決を紙切れで終わらせないためにも、是非23条照会を御活用ください。各照会先に対する照会申出書の記載例については、会員サイトに豊富な事例を掲載しておりますので、併せて御参照ください。

